

資格要件

1. 共通要件	<p>(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項および西北五環境整備事務組合に五所川原市の規則を準用する規則の規定（五所川原市契約事務規則第 2 条）に該当する者でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約を締結する能力を有しない者でないこと・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと等 <p>(2) 資格審査の申請日において国税および地方税を滞納していない者であること。</p> <p>(3) 申請において提出書類（添付書類を含む。）に虚偽の記載をした者でないこと。</p> <p>(4) 登録を希望する種目に対応する業種において、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けている者であること。</p>
2. 建設工事における要件	<p>(1) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項による経営事項審査を受けていること。</p> <p>(2) 雇用保険、健康保険および厚生年金保険に加入していること（加入義務がない場合は除く）。</p>